

令和2年(行ウ)第223号 行政処分取り消し請求事件

原告 黒田英影 他28名

被告 国

準備書面4

2022年5月18日

東京地方裁判所民事51部1C係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 鳥海準 他

各AIPチャートの定められた処分性について、原告準備書面1第3(11頁以下)での主張に加え、以下のように主張する。

第1 一連の厚木基地訴訟判決について

- (1) 第1次厚木基地訴訟上告審判決(平成5年2月25日)は、自衛隊機の運航に関する防衛庁長官(当時)の権限の行使に処分性を肯定した判例であるが、処分性を肯定した根拠は次のとおりである。

つまり、「自衛隊機の運航にはその性質上必然的に騒音等の発生を伴うものであり、防衛庁長官は、右騒音等による周辺住民への影響にも配慮して自衛隊機の運航を規制し、統括すべきものである。しかし、自衛隊機の運航に伴う騒音等の影響は飛行場周辺に広く及ぶことが不可避であるから、自衛隊機の運航に関する防衛庁長官の権限の行使は、その運航に必然的に伴う騒音等について周辺住民の受忍を義務づけるものといわなければならない。そうすると、右権限の行使は、右騒音等により影響を受ける周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる行為というべきである」(いわゆる

受忍義務構成)というものである。

- (2) その後も第4次厚木基地訴訟において、第1審(横浜地裁平成26年5月21日)、第2審(東京高裁平成27年7月30日)でも上述した上告審判決に従い、いわゆる受忍義務構成に則り、自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限の行使に処分性を肯定している。最高裁判所(平成28年12月8日)は処分性について言及していないが、国の処分性についての主張を排除して本案判断をしていることから、第1審、第2審同様に処分性を肯定しているといえる。

第2 A I Pチャート記載の各経路の定め処分性が認められること

- (1) 上述した第1次厚木基地訴訟上告審判決は、防衛庁長官による自衛隊機の運航は、周辺住民に対して「受忍義務」を課すがゆえに、「公権力の行使に当たる行為」に該当するとした。すると、本件取消訴訟において取消の対象として主張している国土交通大臣による、A I Pチャート目録記載の各経路の定めも、周辺住民に対して、行政主体が行う人格権侵害について「受忍義務」を課していることから、処分性が認められるといえる。

ア 原告準備書面2第二第2の4(5頁以下)で主張したように、A I Pチャートの定め根拠法令である航空法83条、航空法施行規則189条2項は周辺住民に一定程度以上の騒音被害を受けない利益を保障している。

つまり、国土交通大臣は、A I Pチャート目録記載の各経路を設定するにあたり、可及的に騒音被害から擁護することを考慮することにはなるが、なお避けることができない騒音被害を周辺住民に対して受忍すべき義務を課しているといえる。

イ また、原告準備書面1第4三の1(19頁)で主張したように、航空法83条の「他の航空機又は船舶との衝突を予防し、並びに空港等における航空機の離陸及び着陸の安全を確保するため」という目的には、航

空機の墜落及び氷塊または部品の落下事故から地上にいる住民の安全を確保することが含まれている。

そのため、国土交通大臣は、A I Pチャート目録記載の各経路を設定するにあたり、墜落被害や落下被害から住民の安全を確保することを考慮することにはなるが、航空機が飛行する以上避けることができない墜落被害や落下被害から生じる生命、身体等への重大な法益侵害の危険性を、周辺住民に対して一方的に負わせているといえる。

- (2) 以上のことからすると、国土交通大臣によるA I Pチャート目録記載の各経路の設定は、周辺住民に対して、一定の騒音被害については受忍義務を課し、また墜落被害等については重大な法益が侵害される危険性を一方的に負わせている。そのため、当該設定行為は周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる行為というべきである。よって、処分性が肯定されるのである。